

## 令和3年度 給付上限額・補助上限額 一覧

## ○ 保護者負担軽減事業費補助金

## ◆ 補助区分

区分	対象基準（世帯）	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯 市民税所得割非課税世帯のひとり親世帯等(*)	11,400円	11,400円	11,400円
2	市民税所得割非課税世帯 (市民税所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等(*)を含む。)	8,400円		
3	市民税所得割額が77,100円以下	7,000円	7,000円	
4	市民税所得割額が211,200円以下	7,000円	7,000円	10,800円
5	市民税所得割額が256,300円以下			10,200円
6	上記の所得割額を超える世帯			7,000円

\*ひとり親世帯等…『新制度ご案内②ページ4.』の表に該当する世帯

## 【対象経費】・特定負担額\*(全世帯)

※園則に定めがあり、特定教育・保育の質の向上を図るもの上で保護者が毎年徴収されるもの。但し、実費徴収、一部の園児が対象のもの、入園時に一括徴収するものは対象外。  
(対象例) 施設維持管理費・冷暖房費・保健衛生費・基準以上の職員配置の人員費、施設的环境維持向上のための費用等

- ◆ 補助金額は、市民税所得割額および園児の兄姉の状況により区分を決定します。
- ◆ 市民税所得割額は、税額控除（調整控除を除く）適用前の額を算定基準とします。世帯の2人以上に所得がある場合は合算額となります。
- ◆ 園児の兄姉の状況が以下のいずれかに該当する場合、補助金加算の要件対象となります。
  - ① 小学1～3年生である
  - ② 幼稚園・認可保育所・東京都認証保育所・認定こども園に在園している
  - ③ 特例保育・家庭的保育事業等を利用している
  - ④ 特別支援学校の幼稚部に在籍している
  - ⑤ 児童心理治療施設に通所または、児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している就学前児童である
- ※ 市民税の所得割額が77,100円以下の世帯は、兄姉の年齢制限はありません（生計を一にする者に限る）。
- ◆ 年度途中に入園・退園、転入・転出した場合は、補助金額を日割りで計算し決定します。
- ◆ 政令指定都市から転入した方へ  
地方税法の改正により、政令指定都市における個人住民税の税率が平成30年度から変更（道府県民税4%→2%、市民税6%→8%）となりましたが、所得階層判定については、旧税率により算出した所得割課税額・税額控除を用いて行います。

## ○ 給食費(食材料費)の実費徴収に係る補足給付補助金

- ◆ 対象世帯
  - ・上記「保護者負担軽減事業費補助金」の補助区分で、第3子以降に該当する全ての世帯
  - ・上記「保護者負担軽減事業費補助金」の補助区分で、区分1～3に該当する世帯（市民税所得割額が77,100円以下の世帯）
- ◆ 補助額
  - ・**主食費 月額上限3,000円**
  - ※但し、1食分の**主食費**（給食費全額ではありません。）×実食数が給付上限となります。

## ◆◆◆ 問い合わせ先 ◆◆◆

〒188-8666 西東京市南町5丁目6番13号 田無第二庁舎2階  
西東京市子育て支援課調整係 TEL042(460)9841(直通)